

椋山女学園大学 課外活動再開ガイドライン

1. 課外活動再開の前提

新型コロナウイルス感染症の脅威から課外活動に取り組む学生、指導者、関係者及びそれらの家族等の生命を守り、安全安心が保証されることが、再開の前提となる。

従って、本学の課外活動再開方針は、政府や自治体、及び各種競技団体等の方針なども踏まえた上で、各施設を管理・運営している自治体等の使用許可条件なども総合的に判断した上で再開を認めることとする。

なお、活動再開後であっても、日常生活を含めた様々な行動の自粛・制限が行われている段階であり、「新しい生活様式」を強く意識した行動変容が求められていることを常に意識し、学生であっても社会の一員として振舞う責任があることを自覚しなければならない。

2. 課外活動団体に求める活動再開計画の検討ポイント

課外活動の形態は多様であり、感染防止策もそれぞれの活動内容（形態）に応じて異なる。よって以下の点についてクラブ内で十分話し合い、活動再開計画を作成すること。作成した書類を学生課に提出し、感染防止対策が十分に行われていると判断された団体のみ活動再開を認める。

ただし、様々な授業形態が存在するため、授業や通学時間などに十分に配慮して活動日程を組むこと。（日曜日、祝日、学園創立記念日、大学の指定する休業日は大学の施設利用は不可、試合等の学外での活動のみ許可）

また、指導者及び他大学等の学外者の入構及び活動参加については、感染状況及び感染対策等を踏まえた上で、入構・参加許可を認めることとする。

- ① 活動場所が屋内か、屋外か。
- ② 個人種目（活動）か、チーム種目（活動）か。
- ③ 身体的距離が取れるか、身体的接触を伴うか。
- ④ 身体接触の可能性があるか、ないか。
- ⑤ 飛沫を防ぐ防具やフェイスガードなどの使用が可能か。
- ⑥ 使用する器機は共用か、個人所有か。
- ⑦ 参加する人数は、大人数か、小人数か。（2mを確保できる人数で行うこと。）
- ⑧ 活動場所は、県内か、県境を超えるか。
- ⑨ オンラインでの活動は可能か。

※活動再開に不安を感じる学生に対し、参加を強制するようなことは絶対にしないでください。

3. 健康管理の徹底

大学が指定する『健康観察・行動記録票』を用いて、毎日、検温、体調チェック等を行い、行動記録、参加者リストも残すこと。(外部から招く指導者・他大学等の参加者等にも実行すること。) 個々の学生の健康観察・行動記録票は、顧問または課外活動責任者(部長等)で活動開始前に必ず毎回確認し、課外活動参加の可否の判断等に使用すること。なお、大学から提出を求められた場合は、提出すること。

【参考】 <https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/covid-19/detail/post-78.html>

- ① 活動再開時には、直近 14 日間で、発熱等の風邪症状がないこと、県境をまたぐ移動をしていないこと(通学を除く)を前提に活動に参加できることとする。
- ② 再開後に発熱等の風邪症状が見られた場合は、活動に参加させないこと。
(部員は学生課または医務室に早急に報告し、2週間以内に接触のあった学生は、健康観察・行動記録票の記入を続けること。詳細は「5. 感染者や感染疑い者が発生した場合の対応」を確認すること。)
- ③ 活動参加に際しては、保護者の同意を得ること。(同居家族等に既往症等の重症化しやすい方がいる場合等を想定して)

4. 感染予防対策

感染予防に関する正確な知識を修得し、予防意識を高めて、適切な予防行動が取れるように徹底すること。以下の点について全員が遵守できるようにすること。

- ① 密集を避けるため曜日・時間等を区切って少人数のグループ単位で行うなど、活動内容・方法に工夫をすること。(2か月以内に大会を控える団体は最長4時間まで、その他団体は2時間を限度とする。)
- ② 活動の前後には、手指の洗浄、消毒を行う。
- ③ 身体的距離(2m)のソーシャルディスタンスの確保を徹底する。
- ④ スポーツ活動等では、必然的に呼気が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ⑤ 歩く、走る練習においては、前の人の呼気の影響を受けるため、前後一直線に並ぶことを避けること。
- ⑥ 活動中は、必要以上に大きな声での会話や応援をしないこと。
- ⑦ 水分補給をする際には、ボトルの回し飲みはしない。

- ⑧ 活動中はマスクを着用することが望ましいが、十分な呼吸ができないことによる身体への影響のリスクや熱中症リスクに留意すること。
- ⑨ ミーティング、更衣、運動用具等の整備、移動等の際は、マスクを着用すること。
- ⑩ 更衣室、ロッカールーム、食堂等の共用エリアは極力使用しない。使用する場合は、時間差利用、身体的距離の確保、常時換気、会話の制限等の感染予防に詰め、使用後は速やかに自身が使用した場所の消毒を行うこと。(シャワールームの使用は禁止とする。)
- ⑪ 共用の設備・用具を使用する際、その前後に手指消毒をし、また、共有部分の消毒をこまめに実施すること。
- ⑫ タオル、せっけん、ウォーターボトル、消臭剤等の共用はしない。
- ⑬ 飲食は十分距離が取れる場所で、対面を避けて行う。
- ⑭ 帰宅後はすぐにシャワーを浴びたり、着替えるようにする。

5. 感染者や感染疑い者が発生した場合の対応

感染症が疑われる場合やPCR検査の対象となった場合、濃厚接触者と特定された場合は、活動を中止し学生本人または課外活動責任者(部長等)は、直ちに大学(学生課・医務室)に「新型コロナウイルス感染に係る報告」により報告すること。

【参考】<https://secure.sugiyama-u.ac.jp/forms/report/>

また健康観察・行動記録票の記入を続けること。

【参考】<https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/covid-19/detail/post-78.html>

6. その他

オンラインで実施可能な団体は、できる限りオンラインで活動すること。

合宿などの宿泊を伴う活動は学内外を問わず引き続き禁止とする。ただし大会等に係る宿泊は学生課に相談すること。

試合や練習を除く、打ち上げ等の大人数で集まって行う交流は学内外を問わず禁止とする。

その他、判断に迷う場合は、必ず学生課に相談すること。

7. 追記

①他大学の公認課外活動団体に参加しており、活動再開を希望する場合は、以下の項目を満たすことを条件とする。(再開2週間前までに学生課に相談すること。)

- ・活動拠点の大学から入構を許可されていること。
- ・活動拠点の大学から提示されたガイドラインを遵守すること。
- ・本学から参加中止の要求があった場合、すぐに対応すること。

②他大学の公認課外活動団体が、本学構内に入構して活動する場合は、以下の項目を満たすことを条件とする。(再開2週間前までに学生課に相談すること。)

- ・活動拠点の大学から入構を許可されていること。
- ・活動拠点の大学から提示されたガイドラインを遵守すること。
- ・本学から参加中止の要求があった場合、すぐに対応すること。

以上